

令和4年第5回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和4年12月5日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第60号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について
全員で構成する予算特別委員会の設置
第 5 議案第61号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案について

追加日程

- 第 1 予算特別委員会 議案第60号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案
委員長報告 について
第 2 議案第61号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案について
第 3 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（6名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（1名）

4番 能 登 ゆ う 君

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君				
副	村	長	大	石	和	朗	君		
会	計	管	理	者	谷	早	苗	君	
総	務	課	長	高	松	重	和	君	
住	民	課	長	瀬	戸	雅	哉	君	
保	健	福	祉	課	長	神	信	弘	君
産	業	課	長	秋	元	千	春	君	

建設課長	今城豪君
教育委員会次長	藤田俊幸君

◎議会事務局

事務局長	横井慎之君
書記	伊藤秋恵君

(午前 9時30分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は6名です。
能登議員におかれましては病気療養のため、根井教育長につきましては身内の不幸により欠席いたしますので、ご報告させていただきます。
定足数に達しておりますので、令和4年第5回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会に提出されました案件は、議案2件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番、湯澤幸敏君及び6番、川人孝則君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますと思っておりますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。
本日は、地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。
以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第60号

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第60号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（今城 豪君） それでは、私のほうからただいま上程いただきました議案第60号について説明させていただきます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第60号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月5日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、教職員住宅及び一般住宅の管理区分について、新規就農等促進施設設置及び現況に合わせて整理するため、この条例を改正しようとするものであります。

議案5ページの改正要点資料を御覧いただきたいと思います。改正内容に記載してあるとおり、新規就農等促進施設の設置に係り、昭和50年築、赤井川地区1棟2戸の教職員住宅を廃止する。また、昭和53年築、都地区にある1棟2戸の教職員住宅について、現況に合わせて住宅の管理を一般住宅に変更する。なお、教職員住宅及び一般住宅の区分から、ただし書（教職員住宅を一般住民に貸付ける場合及び一般住宅を教職員に貸付ける場合の家賃）を削除する。

今回の条例改正による影響、現在の入居者に家賃の変更等は発生しないので、特に影響はございません。

6ページを御覧いただきたいと思います。今条例改正で説明した内容を図面として添付してございます。6ページにありますのは赤井川地区にある教職員住宅6棟10戸のうち、今回緑色で着色した1棟2戸を廃止し、残りの教職員住宅が5棟8戸となります。

7ページから8ページには都地区にある教職員住宅3棟4戸のうち、条例改正により色づけある1棟2戸を一般住宅にし、残り教職員住宅が2棟2戸となります。

今後赤井川地区と都地区において教職員住宅も合わせて7棟10戸となります。

以上、説明といたしますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員にお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第61号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第5、議案第61号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長(秋元千春君) それでは、ただいま上程いただきました議案第61号について説明させていただきます。

議案第61号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案について。

赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月5日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、村農業の担い手確保を目的に新規就農等促進施設を設置するため、この条例を制定しようとするものでございます。

なお、次のページにあります条例文の朗読はいたしません。この条例案制定に当たりましては、これから予定しております赤井川地区の村有住宅1棟2戸を改修し、新規就農希望者の研修期間中の生活に利用するため、新規就農等促進施設として利用、管理に係る必要な事項を整理させていただきました。

11月22日の臨時会で議案第58号として提案しましたが、提案内容に不備がありまして、このたび内容を整理して議案第61号として提案させていただきました。前回の内容から変更した部分につきましては、1ページの第2条、施設の月額使用料、これを3万円から2万円としております。このほか、第3条では農業関係の短期利用者の使用資格と移住体験希望者の整理を、第5条のほうで施設使用料の納入方法に関しまして移住体験希望者が利用する場合は使用前に前納するというように、2ページの第6条になりますが、第6条では移住期間の限度についてそれぞれ整理をしております。農業者の高齢化、後継者不足が進む中、農業における担い手の確保を継続して進める観点から、課題になっておりました新規就農希望者の研修期間中の生活施設を確保し、住環境における受入れ態勢を改善して新規就農対策を進めてまいりたいと考えております。

以上、条例制定案の説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号につきましては、先ほど設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） ご苦労さまでございます。

（午前 9時39分散会）

(午前 11 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は 6 名です。
定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎日程の追加

- 議長（岩井英明君） 予算特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。
この際、これらを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 2 として一括議題といた
したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

◎追加日程第 1 及び追加日程第 2 予算特別委員会委員長報告

- 議長（岩井英明君） よって、追加日程第 1 から追加日程第 2、予算特別委員会委員長
報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

- 予算特別委員会委員長（川人孝則君） 予算特別委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第 60 号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案に
ついて、議案第 61 号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案につい
ては、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、会議規則
第 77 条の規定により報告いたします。

- 議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対
する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第 60 号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを採決
いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

- 議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第 60 号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案については、委
員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第61号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第3として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程第3、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第3 議会運営委員会委員長申出

○議長(岩井英明君) 次に、追加日程第3、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和4年第5回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(岩井英明君) これで本日の会議を閉じます。

令和4年第5回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

(午前11時04分閉会)